

# 埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例に基づく

## 許可申請に係る審査基準

令和7年1月1日

### 第1 趣旨

この基準は、埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和6年埼玉県条例第34号。以下「条例」という。）に基づく申請により求められた許可を行うかどうかを判断するために必要となる基準を定めるものとする。

### 第2 用語の意義

この基準において用いる用語の意義は、条例及び埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則（令和6年埼玉県規則第64号。以下「規則」という。）の例による。

### 第3 特定再生資源屋外保管業許可申請の審査基準

条例第8条第1項の規定による特定再生資源屋外保管業の許可の申請（以下「許可申請」という。）に係る審査基準は、次のとおりとする。

#### 1 条例第9条柱書関係（申請手続の基準）

条例第7条の規定による住民への周知が、下記（1）から（4）までに照らして、その方法及び内容において、特定再生資源屋外保管業の内容を周知させるための十分なものと認められない場合は、不許可の要件として条例第9条に定める「その申請の手続がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反していると認めるとき」に該当するものと判断する。

##### （1）周知の内容

周知する特定再生資源屋外保管業の内容は、住民への周知を規則第2条各号に規定するいずれの方法によって実施するかにかかわらず、規則第3条各号に規定する事項が全て含まれたものであること。住民への周知は、原則日本語で行うこととし、住民が説明内容を理解できるよう適切に配慮すること。

##### （2）説明会を開催する場合の手続

住民への周知を規則第2条第1号に規定する説明会を開催する方法によって実施する場合は、次に掲げる事項を満たして実施されたものであること。

##### ア 日時、場所等

説明会を開催する日時及び場所について、特定区域に居住する住民の参集の便

を考慮して定められていること。また、会場の選定に当たっても、特定区域に居住する住民の数を考慮して、十分な広さ及び適切な設備を有するものが選定されていること。

イ 開催の周知

説明会の開催の日時、場所等について、あらかじめ、特定区域に居住する住民に対して周知されていること。また、この開催の周知に当たっては、多くの住民が参加できるよう適切な周知期間が設けられていること。

ウ 開催の周知の方法

開催の周知に当たっては、説明会の開催の日時、場所等を記載した書面の特定区域に居住する住民の住所等に設置されている郵便受箱への投函、特定再生資源屋外保管事業場又はその周辺の適当な場所での掲示、自治会や町内会等を通じた回覧その他の適当な方法により行われていること。

(3) 住民への周知を規則第2条第2号に規定する書面配布の方法によって実施する場合は、次に掲げる事項を満たして実施されたものであること。

ア 実施方法

特定区域に居住する住民に対し可能な限り全員に行き渡るように、住民の住所等に設置されている郵便受箱への投函、自治会や町内会等を通じた配布その他の適当な方法により行われていること。

イ 実施期間

住民が書面の内容を確認するための時間を確保するため、書面の配布を完了した日から申請の日までに2か月以上の期間が確保されていること。

(4) 住民への周知を規則第2条第3号に規定する方法によって実施する場合は、次に掲げる事項を満たして実施されたものであること。

ア 実施方法

掲示する方法は、掲示板等を用いて公衆の見やすい場所で実施する方法により行われていること。インターネットを利用して住民の閲覧に供する方法は、ウェブサイト等に掲載し、広く一般に公開する方法により行われていること。

イ 実施期間

掲示及びインターネットでの公開に当たっては、多くの住民に対する閲覧の機会を確保するため、掲示及び公開した日から申請の日までに3か月以上の期間が確保されていること。なお、許可申請後も、少なくとも当該許可申請に対する許可又は不許可の処分がなされるまでの間は、掲示及び公開をしておく必要があること。

2 条例第9条第1項第1号関係（特定再生資源屋外保管業の計画の基準）

(1) 保管物の高さに関する基準（条例第11条第2号）

規則第6条第2項第2号に規定する事業計画又は規則第6条第2項第12号に規定する標準作業書において、条例第11条第2号に規定する保管物の高さに係る基準を遵守することを示すものとして、書類及び図面によって、次に掲げる事項を保管の場所ごとに定めていること。

ア 当該保管の場所において保管をする保管物の区分が規則第6条第3項各号のいずれに該当するかの別

- イ 当該保管の場所における保管物の保管の高さに係る規則第10条第1項、第2項又は第3項の規定の適用関係
- ウ 当該保管の場所における保管の作業の具体的な方法及び手順
- エ 当該保管の場所の囲いに係る直接負荷部分の有無
- オ 当該保管の場所の囲いの適切な維持管理方法
- カ イからエまでに照らして、当該保管の場所において保管をすることができる最高の高さ

(2) 火災対策に関する基準（条例第11条第3号）

事業計画又は標準作業書において、特定再生資源屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するために、条例第11条第3号に規定する措置を講じることを示すものとして、書類及び図面によって、次に掲げる事項を保管の場所ごとに定めていること。

- ア 当該保管の場所において保管をする保管物の区分が規則第6条第3項各号のいずれに該当するかの別
- イ 当該保管の場所における保管物に係る規則第11条第1号から第5号までの規定の適用関係
- ウ 規則第11条第2号に規定する措置として、電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理の具体的な方法、並びに当該措置の実施に係る従業者への教育方法

(3) 汚水又は油対策に関する基準（条例第11条第4号）

事業計画又は標準作業書において、保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水又は油が飛散し、流出し、及び地下に浸透しないように、条例第11条第4号の「必要な措置」を講じることを示すものとして、書類及び図面によって、次に掲げる事項を定めていること。

- ア 保管等の場所ごとに、当該保管等の場所において行う保管又は破碎等に伴って生じた汚水又は油が流出し、又は地下に浸透するおそれの有無及びその理由
- イ 汚水又は油の飛散、流出及び地下浸透の防止に有効な、汚水又は油の回収及び処理等の具体的な方法
- ウ 汚水を処理し事業場外に放流する場合にあつては、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備の設置その他必要な対策
- エ 汚水又は油の飛散、流出及び地下浸透の防止の具体的な方法、並びに当該措置の実施に係る従業者への教育方法
- オ 保管等の場所の底面の不浸透性措置、油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備の適切な維持管理方法

(4) 悪臭対策に関する基準（条例第11条第4号）

事業計画又は標準作業書において、保管等の場所から保管等に伴って生じた悪臭が発散しないように、条例第11条第4号の「必要な措置」として、特定再生資源屋外保管事業場の立地状況、周辺環境等に応じ、悪臭の発散の防止の具体的な方法、並びに当該措置の実施に係る従業者への教育方法を定めていること。

(5) 騒音・振動対策に関する基準（条例第11条第5号）

事業計画又は標準作業書において、保管等に伴う騒音又は振動によって生活環境の保全上の支障が生じないように、条例第11条第5号の「必要な措置」として、特定再生資源屋外保管事業場の立地状況、周辺環境等に応じ、次に掲げる措置を講じることを定めていること。

ア 早朝及び夜間において、特定再生資源の搬出入及び積卸し、保管及び破砕等の作業その他の騒音又は振動を発生する行為を制限すること

イ 騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生の防止の具体的な方法、並びに当該措置の実施に係る従業者への教育方法

(6) ねずみ等の害虫対策に関する基準（条例第11条第6号）

事業計画又は標準作業書において、特定再生資源屋外保管事業場において、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように、条例第11条第6号の「必要な措置」として、特定再生資源屋外保管事業場の立地状況、周辺環境等に応じ、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生の防止の具体的な方法、並びに当該措置の実施に係る従業者への教育方法を定めていること。

3 条例第9条第1項第2号関係（特定再生資源屋外保管事業場の基準）

(1) 囲いの設置の基準

条例第9条第1項第2号イの囲いは、事業場に人がみだりに立ち入ることのないよう、事業場全体の周囲に設けられていること。ただし、次に掲げる場合には、それぞれ必要な部分に囲いが設けられていれば、基準を満たすものと判断する。

ア 保管の場所の全周囲が条例第9条第1項第2号ロ及び条例第11条第2号に規定する基準を満たす囲いによって囲われている場合には、これを保管の場所の周囲に設けた囲いとするので、事業場全体の周囲の囲いを設ける必要はないこと。

イ 保管の場所が切り立った崖に面する崖下に位置している場合など、地形その他の自然的条件によって特定再生資源屋外保管事業場から保管物が崩落するおそれがない立地であると認められる部分がある場合は、その部分に関する限り、必ずしも囲いを設置する必要はないこと。

(2) 囲いの構造耐力の基準

条例第9条第1項第2号ロの「構造耐力上安全である」とは、次の基準を満たすものであること。

ア 保管物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、囲いが倒れ、又は壊れること等により、保管物が周辺に崩落しないように、風圧力、地震力等のほか、保管物の荷重による変形及び損壊等のおそれがないものであること。

イ 書類及び図面によって、囲いの形状、構造、材質等を明らかにし、当該囲いが風圧力、地震力等及び保管物の荷重によって変形し、又は損壊するおそれがないものであることを十分に示すこと。

なお、現に変形又は損壊により保管物が周辺に崩落するおそれがあると認められるものについては、基準に適合しないものであると判断する。

### (3) 底面の不浸透措置の基準

条例第9条第1項第2号ハの「保管等の場所の底面が不浸透性の材料で覆われている」とは、次の基準を満たすものであること。

ア 汚水又は油の地下浸透を防止するため、床面をコンクリート敷設することその他鋼板との併用等によってこれと同等以上の効果を有する舗装の措置が講じられていること。

イ 保管物の自重、積み上げる作業の用に供する機械及び出入りする運搬車両の荷重等により、破損等を生じないものとする。

ウ 底面には、汚水又は油が自然に排水溝に集水されるよう適切な傾斜（排水勾配）を設けること。

エ 書類及び図面によって、底面の形状、構造、材質等を明らかにし、当該底面が汚水又は油の地下浸透を生じさせるおそれがないものであることを十分に示すこと。

なお、現に破損等により汚水又は油が地下に浸透するおそれがあると認められるものについては、基準に適合しないものであると判断する。

### (4) 油水分離装置等の設置の基準

条例第9条第1項第2項ハの「油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備が設けられている」とは、次の基準を満たすものであること。

ア 不浸透性の材料で覆われた底面の上を流れる汚水又は油が保管等の場所から流出しないように、底面に設けた傾斜（排水勾配）に合わせて、保管等の場所の周りに排水溝を設置すること。

イ 排水溝によって集水したものが汚水及び油である場合は、油を分離し、回収するため、油水分離装置を排水溝と接続する適当な場所に設置すること。

ウ 排水溝によって集水した汚水の水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備を排水溝と接続する適当な場所に設置すること。

エ 油水分離装置及び排水溝その他の設備は、流入する汚水又は油を処理することのできる十分な容量のものを設置すること。このとき、汚水又は油の量だけでなく、

流入する雨水等の量も勘案すること。

オ 書類及び図面によって、油水分離装置及び排水溝その他の設備の形状、構造、材質等を明らかにし、当該油水分離装置及び排水溝その他の設備が汚水又は油を事業場から流出させ、又は地下に浸透するおそれがないものであることを十分に示すこと。

#### 第4 特定再生資源屋外保管業変更許可申請の審査基準

条例第12条第1項の規定による特定再生資源屋外保管業の変更の許可の申請に係る審査基準については、第3の基準を準用する。